

金融・労働ネットワークニュース No 9

明けましておめでとうございます。

銀労研解散後、当金融・労働研究ネットワークを立ちあげて活動を続けてきました。2012年の「設立の集い」を開催してから数えて今年は5年目になります。昨年は安全保障関連法案の強行採決などがあり、また、銀労研以来の課題としてきた金融機関の男女平等実現の問題でも、女性活躍推進法の審議が非常に早いテンポで進められました。その中でこのネットワークニュースの発行も中断していました。

その後も、マイナンバー制度や信用補完制度見直し、労働法制の改悪など相次いで進められようとしています。行政の動きが非常に早いことを改めて認識しています。今までのテンポで対応しては職場の問題に対応していけないことを再確認し、今年にはニュースの発行、研究会の開催、その成果の還元のスピードアップを図りたいと考えています。

ページ閲覧が57000件超に

当金融・労働研究ネットワークは2012年1月に設立の集いを開催しています。その前年からホームページをたちあげネットワーク設立の準備をしてきましたのでホームページではほぼ5年間活動してきました。ホームページへの閲覧件数や論文・レポート・記事のダウンロード件数から現状を見てみました。

ホームページのページ閲覧件数は現在（1月12日）時点で57405件となっています。単純に計算すると1年間に1万件ですが、一昨年くらいからページ閲覧頻度が多くなり先月（2015年12月）では1ヶ月3500件を超えています。ダウンロードされたPDFファイルで一番多いのは3000件を超えています。傾向としてみると大手銀行の非正規問題などの記事・レポートは繰り返しダウンロードされています。また、大手銀行でなくても地銀、信金など個別の企業名が出ている記事・

レポートはダウンロードされる速度が速いです。

当ネットワークのホームページは専門家の丁寧な研究業績も掲載されています。こうした論文・記事は時間を経過するごとに着実にダウンロードが繰り返されています。ホームページの管理者コーナーにダウンロード件数上位5本が表示されるようになっているのですが、気がつくとその上位に専門的な論文が入ってきています。専門的な研究や分析によるレポートは長期間活用されることが分かります。

この5年間の活動で、メールやホームページなどインターネット経由だけでは発信した資料や情報の活用が不十分になってしまうことが分かってきました。

運動の中で活用されるべき論文や情報は郵送したり、集会などで配布などペーパーベースでの活用を増やしていきたいと考えています。

研究会の報告

「アベノミクスと格差

—ピケティ『21世紀の資本』から」
報告 竹信三恵子さん

昨年（2015年）3月28日に元朝日新聞記者で現在和光大学教授の竹信三恵子さんを招いて「アベノミクスと格差—ピケティ『21世紀の資本』から」をテーマに研究会を開催しました。竹信さんは「ピケティ入門『21世紀の資本』の読み方」を出版されています。その執筆の動機はピケティの著書の日本語訳が出るとそのエッセ解説本が大量に出回り、ピケティが問題提起している格差の拡大の問題性が分からなくなってしまう。それを防ぐために『読み方』を執筆したとのこと。

竹信さんの報告の要旨は当ネットワークホームページ「論文とレポート」にアップしてあります。併せて、同じ「論文とレポート」に掲載

した高田太久吉氏による（研究ノート）「トマ・ピケティ『21世紀の資本論』を読む」、齊藤学氏による「時空を超えたマルクスとピケティの対話」もご参照ください。この「時空を超えたマルクスとピケティの対話」は竹信さんの研究会報告の際の議論がきっかけとなっています。

**「現在の最低賃金制度の問題点
—神奈川の最賃裁判における『意見書』から」
報告者 小越洋之助氏**

7月11日には国学院大学の小越洋之助名誉教授に報告していただきました。ピケティの『21世紀の資本』でも社会的な格差拡大が大きな問題とされていました。格差の是正をいかに進めるか。アメリカでは最低賃金の引き上げの運動が進み、ロスアンゼルスで時間当たり15ドル（1ドル＝120円で1800円）とすることに市長が署名したなどアメリカ各地で「Fight for \$15」のたたかいが報じられています。日本でも神奈川県では現在の最低賃金制度が本来の役割を果たしていないとし、横浜地裁で裁判闘争が行われています。小越洋之助名誉教授は日本の最低賃金制度の問題点を克明に分析し意見書を横浜地裁に提出し、裁判にも毎回かけつけ原告らを励ましています。

**信用補完制度の現状と課題
報告者 齊藤壽彦氏**

11月21日、信用補完制度の現状と課題について、千葉商科大学の齊藤壽彦教授に報告していただきました。信用保証制度・信用補完制度については、かねてから研究会開催の要望を受けていました。この日の研究会では、千葉商科大学の齊藤壽彦教授から公的信用保証制度の仕組み、信用保証協会の役割、中小企業政策における信用保証制度等について報告を受けました。議論の中では、信用保証協会の代位弁済後の求償債権回収の問題なども提起されました。参加者から行政サイドによる信用保証制度見直しの動きが表面化していることが指摘され、今後の課題とされました。この点についてはさらに研究会を予定することとなり、今年（2016年）1月31日（日）に研究会を開催して静岡大学の鳥畑

与一教授から報告を受けます。

**ドイツにおける金融投資家の
活動について
報告者 平澤克彦氏**

12月5日、日本大学の平澤克彦教授から「ドイツにおける金融投資家の活動について」をテーマに報告していただきました。ハゲタカファンドの悪質な行動が問題とされていますが、平澤教授はドイツにおけるファンドの投資行動、それに対する規制の提案を解説。報告ではドイツの労使共同決定制度の概略を解説した後に、ドイツにおけるファンドの投資行動の事例が紹介されました。ファンドによる買収・売却事例について比較的悪質ではない肯定的なケースから下請け納入業者の大幅切捨て・従業員の解雇を行った問題事例の紹介の後に、ドイツ労働総同盟付属研究所の研究者からの規制の提案（ファンドによる企業買収後に、巨額の借入れを行いながら膨大な配当を実施することへの規制など）が紹介されました。

また、労使共同決定権を活用して解雇をしないなどの協定を実現した事例も紹介され、報告後の討論では英米のアンブロサクソン型と大陸ヨーロッパ型の違いなども議論されました。

後記 銀労研解散後5年間ホームページ中心の活動。先にも書きましたがインターネットだけではなく、資料の配布、研究会のお知らせなど郵便や印刷物配布など組み合わせていくことで活動を広げていくことが必要ではないか。現時点での事務局としての実感です。各国の地域運動ではインターネットになじみのない階層に対する社会的排除の防止が言われています。同時にこれまで継続してきたメール送信への皆さんからの返信にはげまされています。（田中）

金融・労働ネットワークニュース No09
金融・労働研究ネットワーク発行
102-0093
東京都千代田区平河町1-9-9
レフラスック平河町ビル402号室
TEL/FAX 03-3239-0170
e-mail finlabornet@ae.auone-net.jp